

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

墨田区

2 構造改革特別区域の名称

魅力都市すみだデジタルＩＴ人材育成特区

3 構造改革特別区域の範囲

東京都墨田区の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 墨田区の地勢・人口

墨田区は、昭和 22 年(1947 年)、本所区と向島区が統合され、誕生した。東京都の北東部に位置し、東は旧中川を境に江戸川区、西は隅田川を境に荒川区・台東区・中央区、南は北十間川・横十間川・豊川などを境に江東区、北は旧綾瀬川を境に足立区、荒川を境に葛飾区に接するなど、その周囲の多くを水辺に囲まれたまちである。

区域の面積は 13.75 k m²で、東京都 23 区中 17 番目の広さになっている。地形的には、最高地点海拔 2.9m、最低地点海拔マイナス 2.3m の平たんな低地で南西部から北東部にかけて緩やかに傾斜している。

交通網をみると、JR 総武線、都営地下鉄浅草線・新宿線・大江戸線、東京メトロ半蔵門線、東武鉄道伊勢崎線・亀戸線、京成電鉄押上線の各鉄道路線がそれぞれ通過しており、比較的交通利便性が高くなっている。

平成 19 年(2007 年)4 月 1 日現在の墨田区の人口は、239,296 人で、このうち、住民登録人口は 230,860 人、外国人登録人口は 8,436 人となっている。なお、平成 19 年(2007 年)4 月 1 日現在の墨田区の人口密度は、1ha あたり 174 人で、東京都の 58 人、23 区部の 138 人を上回る高密度となっている。

(2) 墨田区の産業

本区は近代産業の発祥の地であり、現在も多種多様な業種の企業が集積する中小零細企業のまちである。区内在住で区内産業に従事する人口の割合も他都市に比べて高く、産業振興は区民生活の向上や地域の活性化に大きく関わる重要な課題の一つとなっている。

区では、区内中小零細企業の健全な発展と区民福祉の向上のため、昭和 54 年 3 月に「墨田区中小企業振興基本条例」を制定して、さまざまな産業振興策を推進してきた。本区の重要な地場産業である機械金属関連産業の振興拠

点としてすみだ中小企業センターを開設し、平成 12 年 4 月にはファッショングループ産業の発展のために国際ファッショングループセンターがオープンした。また、産業振興会議を設け、学識経験者や事業者、区民からさまざまな意見を聴きながら、3M運動やベンチャー支援事業など、多種多様な施策を行ってきた。さらに、平成 14 年 12 月には早稲田大学との間で包括的な事業連携に関する協定を締結し、産学官連携による幅広い地域振興にも取り組んできた。

しかし、こうした区民、地域、事業者、区の取り組みにもかかわらず、区内産業は、製造業の区外・海外への移転、産業構造の転換、後継者難などから事業所数が減少の一途をたどるなど、大きな転換期を迎え、このような状況を開拓するための施策の展開が求められている。

(3)「新タワーの建設決定」

首都圏で地上デジタル放送用の電波を送出する新タワーの建設地が平成 18 年 3 月、本区の押上・業平橋駅周辺地区に決まった。電波塔としては世界一の高さで 610 メートル、2011 年の開業を目指すこととなった。この世界一の新タワーへ見物に訪れる国内外の観光客の数は、年間約 500 万人と言われており、新タワーの建設は墨田区の将来のまちの姿に大きな影響を与えることが予想されている。

5 構造改革特別区域計画の意義

IT 関連技術の高度化に伴い、IT スキルをもつ人材需要は企業を中心とし今後も高まることが予想される。また、コミュニケーションの情報化も急速に進展し、それに伴い情報格差の拡大が懸念されるため、国民レベルでの情報利用・発信能力向上のための「情報化教育」の必要性も高まってきている。

さらには、本区の産業の特徴として中小零細企業が多い点があげられるが、これらの企業は大企業に比べ、営業・商品開発・生産などすべての分野において IT 化の導入が大幅に遅れており、経営の効率化の妨げとなっている。

このような状況から本区では、情報システムを構築・運用する「技術者」から情報システムを利用する「エンドユーザー（利用者）」まで、IT に関するすべての人が活用できる国家試験である「初級システムアドミニストレータ試験」と「基本情報処理技術者試験」に係る特例措置を活用することで、IT 人材の裾野を広げ、IT スキルをもつ有能な人材の育成・輩出を目指していく。

このことは、区民の情報リテラシーの向上や中小企業の IT 化を促進し、地域の一層の活性化にも繋がっていくものであり、この意義は極めて大きい。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) IT関連産業の担い手の育成

本資格はIT分野へ進むための第一歩となる資格であることから、資格取得者の増加はIT人材の裾野を広げることになる。また、将来的には、新タワーの存する墨田区で、IT関連産業の担い手となる高度なIT人材の育成と集積を目指す。

さらに、特例措置により当該試験の合格率の向上や合格者数の増加が期待されるため、本区から流出していたIT人材の候補者の流出を留めることができるとともに、他の自治体からも志望してくる学生等の流入が見込まれる。この結果、多数の優秀なIT人材の輩出が期待できる。

(2) 地域企業のIT化の推進

新タワーのオープンや、秋葉原などのIT集積地域と距離的にも近い立地条件から、今後、IT関連企業の増加が期待できる。

一方で、特例措置による資格取得者の中から優秀な人材を輩出し、IT関連の起業などを誘発することにより、地域企業のIT化を促進させることができる。また、本区特有の製造業を中心とする中小零細企業とIT関連企業との連携により、新たな製品が生まれ、地域のイメージアップが図れるとともに、IT関連企業の本区への積極的な誘致の足がかりとする。

さらには、区内企業が、IT関連技術者を養成するための奨励制度を導入したり人材育成に要する経費の削減が図れるなど、より効率的な経営を実現させるための手段とすることが考えられる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的・社会的效果

(1) IT活用による産業の活性化

本区は、これまででも製造業を中心とする中小零細企業のまちとして栄えてきた。これら製造業の分野は技術革新の著しい分野であり、今後、先端技術の開発による国内外の熾烈な競争にこれまで以上にさらされることが予測され、さらなる高度なIT人材養成への対応が喫緊の課題となっている。

一方で、世界一高い地上610mの新タワーの効果は極めて大きく、このタワーを目的として訪れる観光客は、年間に500万人と言われている。これらの来街者を対象として、ITを駆使した新商品の開発や区画整理事業による再開発に伴って新たに進出する企業との連携、さらにはデジタルの特徴である双方向の機能を有意義に活用する企業との新分野の開拓など、産業の活性化に繋がる可能性を秘めている。

このように、本特例措置を講ずることによって、IT関連産業はもちろん、製造業など各産業において、各企業が求める高度なITスキルを有する人材の確保が促進される。併せて、ITスキルを活用して、低コストで良質な商

品の開発やサービスの質の向上へと繋がり、区内全体の産業の振興に貢献することが期待できる。

(2) 若年者を始めとする高度なＩＴ人材の雇用促進

本計画を実施することにより、講座の受講をめざす学生等の流入・転入が促進されるとともに「基本情報技術者試験」・「初級システムアドミニストレータ試験」の受験者数、合格者数の増加が見込まれる。

その結果、短期的には、本特例措置を活用して講座を受けるために流入するＩＴ人材の候補者の増、さらには滞留時間の増により、区内の経済波及効果は大きくなることが見込まれる。長期的な視点では、将来の高度なＩＴ人材となり得る若年層が、デジタルランドマークともいべき新タワーが位置する墨田区において、高度ＩＴ技術者として、またあらゆる産業のＩＴ化の牽引者として活躍していくことが期待でき、本区における若年者を始めとするＩＴ人材の雇用促進を進めていくうえで重要な役割を果たすこととなる。

(3) 新たなＩＴ関連企業、大学・専門学校の集積と誘致

我国の主な産業における企業数増加率をみると、他の産業と比べ電気通信業の増加は群を抜いたものとなっており、平成 7 年から平成 15 年の間に 82.3%（総務省「平成 17 年度 情報通信白書」）の伸びをみせている。

一方、本区における情報通信産業は、平成 13 年 10 月 1 日現在で、99 事業所、従業員数 3,567 人であり、総事業所数 19,342 所、総従事者数 167,811 人に対する比率では、事業所数で 0.5%、従事者数で 2.1%（東京都総務局統計部「平成 13 年事業所・企業統計調査報告」）と、他の産業と比較するとまだ低い比率に止まっており、今後、製造業等と連携することにより、ＩＴ関連企業を誘致し得る可能性が高いことを示している。

新タワー建設が決定して以来、都心から近いというメリットもあって、多くの大学や専門学校等から学校統廃合の跡地活用の問合せも増えており、新たな人材育成の集積化も期待される。

今後、このような立地条件を考慮し、この特例措置を活用する同種の専門学校や大学等教育機関等が進出することが予想され、さらなる、まち全体の活性化を促すことが可能となるのである。

(4) 区内の高等学校等での活用による情報処理教育の充実

将来的に、区内の高等学校等が特例措置による講座を開設することで、高度なＩＴスキルを体系的に学習することが可能になる。また、資格取得という具体的な学習目標が生徒の意欲を喚起し、目的意識を持って積極的に学習に取り組むことができる。さらには資格取得を視野に入れた就職意識の醸成も促されることから、区内の高等学校からの職業意識を持った高度なＩＴ人材輩出が

期待できる。

8 特定事業の名称

1131(1143、1145)

修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

1132(1144、1146)

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

すみだ中小企業センターが主体となって実施している事業

すみだ中小企業センターは、区内中小企業の経営者やそこに働く勤労者が気軽に足を運べる「中小企業の総合サービスセンター」として、昭和61年4月に開設した。区内企業に、経営・技術の向上を支援し、勤労者はもちろん、区民の福祉・文化・教養の向上などの多様なニーズに応えるために、様々な設備を用意して、各種の事業を行っている

- 工業振興スクール

中小企業の経営者や従業員を対象に、企業の経営改善、技術・技能のレベルアップ、時代に対応しうる人材の育成を目的として、パソコン活用講座やCAD/CAM講座等を実施している。

- I T活用セミナー

I T分野の第一線で活躍している講師を招き、I Tを活用するためのセミナーを開催している。

- 製造業のI T化プロジェクト事業

区内製造業のI T化を支援して、設計・生産技術の高度化を促進するため、中小企業総合事業団の「ものづくり情報通信技術融合支援センター整備事業」を活用して、CAD/CAMの機能の充実を図る。

- 中小企業経営革新事業(早稲田大学との产学官連携事業)

様々な大手企業が過去最高の収益をあげ、最悪の状態から脱出している。大手企業は血の出るような大規模リストラやI Tの導入・アウトソーシングなど様々な経営技術を導入し、経営革新を実行することで、生き残りを図ってきた。

そこで、中小企業に対し、早稲田大学と連携しつつ、I Tを活用しながら、現場力の向上を図り、経営者・社員の経営知識の向上支援を行う。

その他の事業

すみだ生涯学習センター等において、高齢者が情報化社会にスムーズに適応できるよう、様々な I T 活用セミナーを実施している。

別 紙 1

1 特定事業の名称

1131(1143、1145) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

講座の開設者

- ①学校法人立志舎 東京IT会計専門学校 (東京都墨田区錦糸1-2-1)
- ②学校法人立志舎 専門学校日本スクールオブビジネス21 (同上)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

以下の講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

学校法人 立志舎 東京IT会計専門学校
専門学校 日本スクールオブビジネス21
初級システムアドミニストレータ試験対策講座 履修計画:別添資料のとおり

(2) 修了認定の基準

民間資格を取得するための試験である「シスアド技術者能力認定試験(2級)」を受験し、合格した者であって、当該講座の3分の2以上の出席をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

有資格者に対し、当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験については、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して、当該試験を実施する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の終了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

また、試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。ただし、適用を受けた事業者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

なお、告示で定めるところにより、適用を受けた事業者は当該の試験結果に基づいて講座の修了を認められた者の氏名、生年月日に関する情報を当該民間資格の取得を証する写しと併せて独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称:シスアド技術者能力認定試験(2級)

試験科目:シスアド技術者能力認定試験(2級)

当該民間資格を取得するための試験の試験項目:表に示すとおり

試験項目
1 情報の基礎理論 基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算、符号理論
2 データ構造とアルゴリズム 流れ図、決定表、BN 記法、ポーランド記法
3 ハードウェア 半導体と集積回路 プロセッサ、動作原理 メモリ、記憶媒体、補助記憶装置 入出力インターフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体 コンピュータの種類と特徴
4 基本ソフトウェア OS の種類と構成 ファイル管理、障害管理 ヒューマンインターフェース、日本語処理 ミドルウェア

5 システム構成と方式	システム構成方式、処理形態 システム性能、信頼性 応用システム
6 システム開発と運用	プログラム言語、言語処理系 EUC、EUD、ソフトウェアの利用 開発手法、設計手法、テスト手法 システムの環境整備、運用管理
7 ネットワーク技術	プロトコルと伝送制御 符号化と伝送技術 LAN とインターネット 電気通信サービス ネットワーク性能 伝送媒体、通信装置
8 データベース技術	データベースモデル データの分析・正規化 データ操作 データベース言語、SQL の利用 DBMS の機能と特徴 データベース制御機能(排他制御、リカバリ) 分散データベース
9 セキュリティ	セキュリティ対策 プライバシ保護 ガイドライン
10 標準化	データの標準化 標準化組織
11 情報化と経営	経営管理(経営戦略、組織と役割、マーケティングなど) 情報化戦略(業務改善など) 財務会計(会計基準、財務諸表など) 管理会計(損益分岐点、原価管理など) IE 分析手法、管理図 確率と統計 情報システムの活用(ビジネスシステム、企業間システムなど) 関連法規(情報通信、知的財産権)

12 表現能力

発表技法

文章の書き方

マルチメディアの利用

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、講座の修了を認められた日から1年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知識を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、地域のITの人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。

別 紙 2

1 特定事業の名称

1132(1144、1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

①学校法人立志舎 東京ＩＴ会計専門学校 (東京都墨田区錦糸 1-2-1)

②学校法人立志舎 専門学校日本スクールオブビジネス 21 (同上)

(2) 修了認定に係る試験の提供者

株式会社 サーティファイ (東京都中央区京橋 3-3-14 京橋AKビル)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

以下の講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

学校法人立志舎 東京ＩＴ会計専門学校

専門学校日本スクールオブビジネス 21

基本情報技術者試験対策講座 履修計画：別添資料のとおり

(2) 修了認定の基準

民間資格を取得するための試験である「情報処理技術者能力認定試験（2級）」を受験し、合格並びに第1部科目合格した者であって、当該講座を2/3以上の出席をもつて履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

有資格者に対し、当該試験を実施し、株式会社サーティファイが定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。また、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験については、株式会社サーティファイが作成し、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の審査によって認定された問題、または独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して、修了認定に係る試験を実施する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の終了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

また、試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。ただし、適用を受けた事業者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

なお、告示で定めるところにより、適用を受けた事業者は当該の試験結果に基づいて講座の修了を認められた者の氏名、生年月日に関する情報を当該民間資格の取得を証する写しと併せて独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知するものとする。

（4） 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：情報処理技術者能力認定試験（2級）

試験科目：情報処理技術者能力認定試験（2級第1部）

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

出題内容	
テクノロジ系	1 基礎理論
	1 基礎理論
	基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算など
	確率と統計、数値解析、数式処理、グラフ理論など
	符号理論、述語論理、オートマトン、計算量など
	伝送理論（伝送路、変調方式、誤り検出・訂正など）
	2 アルゴリズムとプログラミング
	データ構造（スタックとキュー、2分木、リストなど）
	流れ図の理解、アルゴリズム（整列、探索、併合など）
	プログラム構造、データ型など
	プログラム言語（種類と特徴など）
	2 コンピュータシステム
	3 コンピュータ構成要素
	コンピュータの構成、動作原理、プロセッサなど
	主記憶、キャッシュメモリ、半導体メモリなど
	補助記憶装置や媒体（種類と特徴、性能計算など）
	入出力インターフェース（種類と特徴など）
	入出力装置（種類と特徴、性能計算など）
	4 システム構成要素
	システムの利用形態、システム構成など
	クライアントサーバシステム、RAIDなど
	システムの性能、信頼性、経済性など
	5 ソフトウェア
	オペレーティングシステム（タスク管理、記憶管理など）
	ミドルウェア（API、ライブラリ、シェルなど）
	ファイルシステム（ディレクトリ、ファイル編成など）
	言語処理ツール（コンパイラ、リンク、ローダなど）

		CASE、エミュレータ、シミュレータなど
	6	ハードウェア 基本論理回路、組合せ回路など
	3	技術要素
	7	ヒューマンインターフェース GUI、帳票設計、画面設計、コード設計など
	8	マルチメディア オーサリングツール、JPEG、MPEGなど
	9	データベース データベースのモデル、DBMSなど データ分析、データベースの設計、データの正規化など データ操作、SQLなど 排他制御、障害回復、トランザクション管理など データウェアハウス、データマイニングなど
	10	ネットワーク インターネット（各種プロトコル、IP アドレスなど） LAN と WAN（トポロジ、回線、DSU、モデムなど） LAN のアクセス制御方式、LAN 間接続装置など OSI 基本参照モデル、HDLC、ネットワーク性能など ADSL、FTTH、CATV 回線、インターネットなど
	11	セキュリティ 暗号技術、認証技術、利用者確認など ウイルスの種類と特徴、ウイルス対策など 不正アクセス、不正侵入、不正行為の種類と対策など
	4	開発技術
	12	システム開発技術 業務分析と要件定義（DFD、E-R 図、UMLなど） モジュール分割と独立性、オブジェクト指向など 構造化プログラミング、コーディングなど テスト手法、レビュー手法、デバッグツールなど
	13	ソフトウェア開発管理技術 ソフトウェア開発手法（スパイクモデルなど） SLCP、リバースエンジニアリングなど
マネジメント系	5	プロジェクトマネジメント
	14	プロジェクトマネジメント コスト見積り（ファンクションポイント法など） 日程計画（アローダイアグラムなど） 進捗管理、品質管理、コスト管理など
ストラテジ系	6	サービスマネジメント
	15	サービスマネジメント ITIL（サービスサポート、サービスデリバリなど） コンピュータの運用・管理、システム移行など
ストラテジ系	7	システム戦略
	17	システム戦略 業務プロセス（業務改善、BPR、SFAなど）
	8	経営戦略
	19	経営戦略マネジメント 経営戦略手法（コアコンピタンス、PPMなど） マーケティング理論、マーケティング手法など 経営管理システム（CRM、SCM、ERPなど）
	21	ビジネスインダストリ ビジネスシステム（POS システム、EOSなど） エンジニアリングシステム（CAD、CAM、MRPなど） e-ビジネス（EC、EDI、RFIDなど）

	9 企業と法務
	22 企業活動
	経営組織（事業部制組織、CIOなど）
	ヒューマンリソース（OJT、CDP、MBOなど）
	経営管理と問題発見技法（PDCA、KJ法など）
	OR・IE（線形計画法、品質管理、在庫問題など）
	会計・財務（財務会計、管理会計、リースなど）
	23 法務
	知的財産権（著作権、産業財産権など）
	ガイドライン（ソフトウェア管理ガイドラインなど）
	標準化団体（JIS、ISO、IEEEなど）
	各種コード（文字コード、QRコード、ISBNコードなど）
	補助単位（T、G、M、k、ミリ、マイクロ、ナノ、ピコ）

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基礎知識を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、地域のITの人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。